⑮　一般競争参加資格の決定を受けていない者の参加　上記２⑵に掲げる一般競争参加資格の決定を受けていない者も上記４⑶により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札時において当該資格の決定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

当該一般競争参加資格の決定に係る申請は、当該者（当該者が経常建設共同企業体である場合においては、その代表者）の「競争参加者の資格に関する公示」（令和６年４月11日付国土交通省東北地方整備局副局長他７者公示）別記に掲げる本店所在地（日本国内に本店がない場合においては、日本国内の主たる営業所の所在地。以下同じ。）の区分に応じ、同別記に定める提出場所において、随時受け付ける。また、当該者が申請書及び資料を提出したときに限り、近畿地方整備局総務部経理調達課（〒650―0024 兵庫県神戸市中央区海岸通29番地　電話078―391―7576）においても当該一般競争参加資格の決定に係る申請を受け付ける。

⑯　詳細は入札説明書による。

6　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : UOTANI Satoshi Vice Director General of Kinki Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

⑵　Classification of the services to be procured : 41

⑶　Subject matter of the contract : Ground improvement work of the cargo sorting area (PC15 to PC17) in the Port Island (the second) district (construction area 2), Port of Kobe

⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 2 : 00 P.M 5 July 2024

⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 2 : 00 P.M 11 September 2024 (tenders brought with : 2 : 00 P.M 11 September 2024 or submitted by mail : 2 : 00 P.M 11 September 2024)

⑹　Contact point for tender documentation : HAMAGAMI Koji Accounting and Procurement Division, General Affairs Department, Kinki Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 29 Kaigandori Chuo-ku Kobe-city, 650―0024, Japan TEL 078―391―7576

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

令和６年６月５日

契約担当者　国立大学法人東京大学
総長　藤井　輝夫
代理人　施設部長　齋藤　幸司

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　13

○第４号

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　東京大学（岐阜県神岡）ハイパーカミオカンデ（水槽及びＰＭＴ支持架構等）工事

⑶　工事場所　岐阜県飛騨市神岡町鹿間地内

⑷　工事内容　教育・研究施設（実験施設）新営工事　水槽　内径68m　高さ72m　公称容量258ｔ

本工事は、地下空洞内へのステンレス水槽（内径約68m×高さ約72m）等の設置、水槽内への光センサー（ＰＭＴ）を設置するための支持架構の設置及び光センサー（ＰＭＴ）等の取付である。

⑸　工期　契約締結日の翌日から令和９年６月30日まで。

⑹　使用する主要な資機材　コンクリート　約13,100㎥、鉄骨：約1,300ｔ、ステンレス鋼1,550ｔ、鉄筋　約900ｔ

⑺　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑻　本工事は、入札等を電子入札システムにより行う。

2　競争参加資格　次に掲げる条件を全て満たしている単体有資格者（以下「単体」という。）又は、２又は３社により構成される特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。また、共同企業体にあっては、競争参加資格の確認までに契約担当者から共同企業体としての認定を受けていること。

⑴　国立大学法人東京大学契約事務取扱規程（平成16年４月１日）第２条及び第３条の規定に該当しない者であること。

⑵　開札時において、文部科学省における鋼構造物工事の一般競争参加資格を有し、「一般競争参加者の資格」（平成13年１月６日文部科学大臣決定）第１章第４条で定めるところにより算定した点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記２の点数）が、単体又は共同企業体での参加の場合の構成員の代表者は950点（共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員にあっては800点）以上であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該契約担当者が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　平成６年度以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した、下記の要件を満たす同種工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

なお、当該工事の契約書及び図面の写しを提出できるものに限る。

①　単体又は共同企業体の代表者　下記の両方の基準を満たす工事（但し下記２件は別工事の実績でも良い）。
内空直径10m以上の、水槽、貯留式放流管又はタンクの新営工事
全体長20m以上の鋼構造体の、鉄塔又は橋梁の新営工事

②　共同企業体の代表者以外の構成員　下記の両方の基準を満たす工事（但し下記２件は別工事の実績でも良い）。
内空直径５m以上の、水槽、貯留式放流管又はタンクの新営工事
全体長10m以上の鋼構造体の、鉄塔又は橋梁の新営工事

⑸　次に掲げる基準を全て満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。但し、共同企業体にあっては、代表者が監理技術者を専任で、代表者以外の構成員が主任技術者又は監理技術者を専任でそれぞれ配置できること。

①　１級土木施工管理技士、１級建築施工管理技士、１級建築士、技術士（建設部門　選択科目　「鋼構造及びコンクリート」）又は技術士（総合技術監理部門　選択科目「建設―鋼構造及びコンクリート」）、又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

②　平成６年度以降に、下記に掲げる工事の経験を有するものであること。

Ａ　単体又は共同企業体の代表者　下記のいずれかの基準を満たす工事
・内空直径10m以上の、水槽、貯留式放流管又はタンクの新営工事
・全体長20m以上の鋼構造体の、鉄塔又は橋梁の新営工事

Ｂ　共同企業体の代表者以外の構成員　下記のいずれかの基準を満たす工事
・内空直径５m以上の、水槽、貯留式放流管又はタンクの新営工事
・全体長10m以上の鋼構造体の、鉄塔又は橋梁の新営工事

⑹　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、文部科学省又は東京大学から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成18年１月20日付け　17文科施第345号　文教施設企画部長通知）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑺　上記１⑵に示した工事に係る設計業務等の受託者（協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。以下同じ。）又は当該受託者と資本若しくは人事面において一定の関連がある建設業者でないこと。